

一般社団法人千葉県公認心理師協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人千葉県公認心理師協会（以下「本会」という。）定款第11条第2項の倫理綱領の遵守をはかるために、本会会員（以下「会員」という。）である公認心理師及び臨床心理士の倫理問題への対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理委員会)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理意識向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査、審議及びその結果の答申
- (4) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第4条 委員会は、本会理事会より選出された理事（以下「担当理事」という）及びその理事より指名され理事会において承認された正会員若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、前項の理事が会長の指名を受けて就任するものとする。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員の任期は2年として再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。なお、連続して6年を越えることができない。
- 5 委員会は担当理事名のみ公開とし、他の委員名は原則として非公開とする。
- 6 委員が第3条3号の調査対象となった場合には、当該案件に関する職務を行うことはできない。

(委員会の運営)

第5条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や健康上の理由等で職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行うこととする。
- 4 委員長は、会長の承認を得たうえで、必要に応じて、委員以外の会員や外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び委員会の出席者は、委員会で審議された内容について、正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 委員は、委員退任後も前項の義務を負う。
- 3 委員以外で委員会に出席した会員及び本会の使用者は、会員又は使用者でなくなった後も第1項の義務を負う。

(委員会による調査・審議・報告)

- 第7条 本規程第3条3号に定める業務については、委員会は会長が諮問した日から起算して6ヶ月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めるときは期限を延長することができる。
- 2 委員会は審議に際して必要がある場合は、職能関連諸団体の倫理担当部門と連絡調整するものとする。
 - 3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する裁定案は、厳重注意、一定期間内の会員活動の停止及び除名処分の何れかとする。厳重注意、一定期間内の会員活動の停止の場合は、教育・研修を義務づけることができる。
 - 4 第1項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(裁定)

- 第8条 最終的な裁定は、除名の場合を除き、委員会より答申された裁定案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。
- 2 除名に関しては、定款第8条の規定により、代議員の決議を得て、会長がこれを行う。
 - 3 会長は、裁定結果を公表することができる。
 - 4 裁定を受けた会員がそれに従わない場合には、当該裁定を含め、前条に定める手続きにより再度の裁定を行うことができる。
 - 5 裁定結果が「厳重注意」「一定期間内の会員活動の停止」の場合、倫理意識向上を目的とする指導・助言を受ける等の附帯事項を加えることができる。

(異議申し立て)

- 第9条 裁定を受けた会員は、その決定に対して異議を申し立てることができる。申し立ては、会長に対し、決定を通知されてから1か月以内に行うものとする。

(差し戻し・再審議)

- 第10条 会長は、倫理違反に関する委員会からの答申を受けた後で、以下の事項が生じた場合には、委員会に答申を差し戻し、再審議するよう諮問するものとする。
- (1) 理事会の承認が得られず、審議の差し戻しがあった場合
 - (2) 前条の規定により、異議申し立てがなされた場合
 - (3) その他、司法判断などにより新事実が明らかとなり、答申が誤っている可能性が出てきた場合
- 2 前項の諮問を受けたとき、委員長はすみやかに委員会を招集し、2回目の諮問の日から3ヶ月以内に審議の結果を答申しなければならない。

(改廃手続き)

- 第11条 本規程は理事会において理事の過半数の賛成により改廃することができる。

附則 本規程は、令和6年5月26日より施行する。